

（仮称）出水ウィンドファーム事業に係る環境影響評価 準備書についての熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

〔全体事項〕

- （１）本事業の実施にあたっては、自然環境や生活環境、景観や健康への影響等に関する情報について、地域住民や水俣市に対し、積極的に情報公開や説明を行うなど、事業実施前に十分なコミュニケーションを図り、地域住民の理解を得るよう最大限努めること。

また、本事業に伴い鳥類などの動物等への重大な環境影響が生じる場合は、風力発電施設の配置などの事業計画の見直しの検討も含め、適切に対応すること。

- （２）事後調査の結果に加えて環境監視の結果についても、事後調査に係る報告書に記載するなど、公表に努めること。

〔大気環境〕

- （１）建設機械の稼働に伴う騒音による影響について、熊本県側において最も影響を受ける直近民家における予測・評価の結果を示すこと。

- （２）風力発電施設の稼働に伴う低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働後に影響が確認された場合の環境保全措置について検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

- （１）事業実施区域及びその周辺では猛禽類の飛翔や営巣が確認されているとともに、サシバなどの渡り鳥の移動経路にもなっていると考えられる。また、クマタカのバードストライクについては、事業実施区域が重複している別の事業者による（仮称）肥薩ウインドファームに係る環境影響評価において、本事業よりも高い衝突確率が示されているペアがある。

それにもかかわらず、十分な環境保全措置を行わないまま、事後調査後の検討に問題を先送りすることは、環境影響評価制度の趣旨に沿った対応とは言い難い。

その上で、バードストライクによる重大な影響の発生を未然に防止するため、専門家等への意見聴取などを行い、環境保全措置の検討を行うとともに、風車の配置計画等についても再検討すること。

- (2) ヤマネが確認されたシイ・カシ二次林は尾根を越えてつながっており、また、当該種は本事業の改変区域をまたいで移動している可能性がある。

このため、ヤマネの生息環境への影響について、改変区域や県境部を含めた移動経路の連続性について検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、連続性が維持されるよう環境保全措置を講じること。

- (3) 管理用道路等の整備に伴い、シカの生息域の拡大や頭数密度の増加に伴う植生の食害の拡大が懸念される。また、シカの食害の拡大は、環境保全措置として検討されている事業実施区域内の緑化だけでなく、事業実施区域周辺の改変されない植生群落や生態系等への影響も懸念されるため、その対策について検討を行い、影響について可能な限り回避・低減すること。

また、検討内容について評価書に可能な限り記載すること。

【景観】

- (1) 施設の存在に伴う景観への影響について、調査範囲にエコパーク水俣の一部が含まれていることから、予測・評価の必要性について検討を行い、必要に応じて実施するとともに、その検討内容や結果について評価書に記載すること。

また、本事業で設置する風力発電機は2種類のタイプから選定する計画とされているため、機種ごとに細部のデザインが異なる場合にはそれに伴う景観への影響についても配慮すること。